

平成 23 年度大磯町教育委員会第 3 回定例会会議録

1. 日 時 平成 23 年 6 月 15 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 00 分
2. 場 所 大磯町郷土資料館 研修室
3. 出席者 岩 井 喜久枝 委員長
竹 内 清 委員長職務代理者
大 橋 伸 明 委員
曾根田 眞 二 委員
依 田 勝 也 教育長
相 田 輝 幸 理事
大 隅 則 久 子ども育成課長
鈴 木 義 邦 子ども育成課主幹
増 尾 克 治 子ども育成課子育て支援室長
松 本 卓 次 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課図書館長
佐 川 和 裕 生涯学習課郷土資料館長
山 口 信 彦 子ども育成課副主幹
4. 傍聴者 5 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 5 号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
8. 報告事項
報告事項第 1 号 平成 23 年大磯町議会 6 月定例会について
報告事項第 2 号 私立幼稚園の誘致について
報告事項第 3 号 大磯町文化財専門委員の委嘱について
報告事項第 4 号 大磯町立図書館本館窓口等業務委託に係る検証結果について
9. その他

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、5月定例会が開催されました平成23年5月18日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。5月18日、5月定例会のあと、午後から国府中学校へ訪問し、授業視察や先生との意見交換を実施しました。5月19日、全国町村教育長会定期総会に出席いたしました。5月19日、20日にかけて、大磯小学校、国府小学校6年生の日光方面への修学旅行が実施され、両校とも児童全員無事に帰ってきたと報告を受けております。5月20日、神奈川県中学校校長会総会に出席いたしました。5月25日、中地区教職員組合定期大会に出席いたしました。5月27日から大磯町議会6月定例会が開会されました。議会の詳細につきましては、事務局から報告いたします。5月31日、雨天により28日より順延となっていた国府中学校体育祭が開催され、また、6月4日には大磯中学校運動会が快晴のもとで行われました。各委員におかれましては、ご出席いただきありがとうございます。6月8日、国府中学校で開催された「人権教育講演会」に出席いたしました。6月13日からは、国府中学校3年生の京都・奈良方面への修学旅行が実施され、本日帰ってくることであります。その他、別添資料のとおり各種団体による会議、総会が開かれ担当職員等が出席いたしました。諸行事等の報告につきましては、以上でございます。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

議案第5号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援室長) それでは、議案第5号の「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。本日、審議をお願いする、議案第5号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」でございますが、5月の定例会におきまして「大磯町立幼稚園の定員について」ということで協議をいただきました内容でございます。それでは、議案第5号説明資料をご覧ください。1枚おめくりいただき、資料1をご覧ください。改正概要でございますが、幼稚園の定員について、各幼稚園における教室数の施設面と実際に在籍している園児数を参考に見直しを行うものであります。改正内容でございますが、4園の定員の総数を、855人か

ら 590 人に見直しを行うものであります。5月の定例会におきまして、協議事項第1号でお示ししました資料と、今回議案で提出しております内容で一部変更がございます。裏面の資料2の規則の新旧対照表をご覧ください。変更箇所は、大磯幼稚園の3歳児の定員が、5月の定例会の時には75人となっておりますが、今回は70人となっております。そのため、合計の人数も、590人となっております。変更した理由といたしましては、4歳児・5歳児の定員を70人と変更するため、3歳児を75人としてしまうと、4歳児に上がった時にその人数が就園できなくなってしまうためであります。申し訳ありませんでした。次のページの資料3につきましては、現行の規則の改正箇所の一部抜粋であります。前回の協議の時に委員長の方から3歳児で25人、4歳児、5歳児になると35人のクラスになるということで、人数が増えることによって先生の指導にどれくらいの影響があるかというお話がありましたが、この件に関しましては3歳児と4歳児とでは1年違うことによりまして、大分、4歳児では落ち着きが出てきていて、指導の仕方が3歳児とは違うということで、園長、教頭会でも1歳の差は大きいと聞いております。以上で説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(質疑応答)

曾根田委員) 前回、協議ということでいろいろ検討いたしましたが、3歳児、4歳児の関係で、収容しきれないという話がありましたが、我々が前回、議論した中で、大磯町の長期計画と合わせて定員の話もでていますが、出生率とか在園児童数とか、いろいろ総合的に加味した中で、余裕を持って人数を進められるという話をしたかと思いますが、収容しきれないから減らしたという話ですか。

子育て支援室長) 収容しきれないという理由もありますが、1クラス、20人で60人ということも考えたのですが、基本的にできるだけ、小磯幼稚園も民営化することですので、実際わからない点もあって、現実には小磯幼稚園から大磯幼稚園に入っている事例もありますが、大きな動きもないと思いますが、そのようなことも含めた中で定員としてギリギリできる内容で70人とさせていただいたということでございます。

曾根田委員) 結論は同じですが、説明の仕方として、前回の我々が協議した議論の中から考えると3歳児が収容しきれないからという話が出るのは違うのではないかと思います。

子ども育成課長) 人数についてはゆとりを持たせて作っているはずですが、その中で当初、大磯幼稚園が年少が25人、年中、年長が35人学級ということで75人という設定をさせていただきました。1クラス25人という原則の中で、その後の75人で作った中で4歳になると入れなくなるという話もありまして、その話は当時から議論をしていたのですが、これを協議する際に25人という原則という中で75人という数を出してしまいましたので、それ以前から年少というのは他の園も少なめに取って2年保育を希望される方もいますので、小磯幼稚園が来年、民営化されるということもありまして、1学年70人ということで確保させていただこうということで、将来的に見ると70人でも入っていけるという中で作成させていただいております。事務局で心配しているのは来年は補助金が出ますので、小磯に入る方が多いことも考えられますし、逆に補

助金が無くなった時にその後の動きが読めないという心配もあります。

曾根田委員) これで良いと思いますが、出生率とかからも余裕がありそうな気がします。言葉の言い方が違ったので申し訳ないけど、それは違うでしょという話をさせていただきました。

竹内委員) 前回の時も話をしましたが、子どもの数を将来的に見通した中での提案ということで、間違っていないと思いますが、前回の見直しが平成 14 年度ということで、この想定どおりの子どもの数で推移をしていけばこのままで良いと思いますが、急な増とかがあった場合にはそれに応じて、改善していくという考えで受け止めて良いですか。

子育て支援室長) 今の委員から質問にあったように大規模な開発がある場合にはその人数を見越した中で定員の見直しもあるとご理解いただいて良いと思います。

子ども育成課長) 今、室長が言ったとおりですが、施設面の課題もありますので、施設面も考慮した中で当然、検討して行く必要があると思います。

竹内委員) 定員の数からすると、減になる訳ですよ。幼稚園教育のマイナスというか幼稚園教育への手当が薄くなると捉えられるので、不安に思う町民の声もあると思いますので、確認させていただきました。状況に応じて、また、定員については検討する話がありましたらそういう形で進めていただきたい。

子ども育成課長) 今回、私立幼稚園を誘致するという事で、幼稚園教育で私立と公立が協調してやっていくということで、私立幼稚園の充実ということで幼児教育の後退ではなくって進めていくという考え方の中で私立幼稚園の誘致がありますので体制を整えていきたい。

竹内委員) 併せて国の方の動きもありますので、国のしっかりした方針がでてくれば若干違う動きにも発展するかなと思いますので、状況を見ながら対応していただきたい。

曾根田委員) 参考までに聞きたいのですが、私立幼稚園と公立幼稚園が混在するのですが保護者の意識として、いままで大磯町は、公立しかなかった歴史がありますが民営の小磯幼稚園に行く不安とかはあるのですか。

子育て支援室長) 民営化に 24 年からなるということで説明会とかやった中で、今年度入園した園児については民営化になる前提で入園されております。そういうのを含めて民間ではなくって、公立という方はすでに 13 名大磯幼稚園にきますので、そういう心配はないのかなと思います。実際に開園してからどうかという問題はあります。

曾根田委員) 来年度入る対象者の年少は、これからですよ。保護者から何か聞こえてきていますか。

子ども育成課長) 特に教育委員会に不安な声は入ってないです。逆に新しく小磯学園の園長に問い合わせが何本かきています。来年につきましては、小磯園区の方には補助を出す前提ですので、公立と同じになりますので、きてしまうかなと思います。町内でも町外の私立幼稚園には、100 人近くが通っています。必ず私立に通いたいというニーズもありますので、そういう方が小磯幼稚園園区以外から通いたいという方も出てくると思います。また、小磯園区の方は公立と同じ保育料ですので通われる方もいらっしゃると思います。25 年以降は、町立幼稚園なみの保育料ではなくなりますので、通常の私立幼稚園の就園補助となったときにどのくらいになるかということです。1 年間で私立

の良さを十分アピールしていただいて、町でも私立幼稚園の援助費の上乗せを
ということを検討委員会の中でも話をしておりますので、こちらとしても選択
肢として選んでいただける私立幼稚園を選考したと思っております。ここ数年
間は、親のニーズを把握するのが難しいので事務局として心配はあります。

曾根田委員) 公立幼稚園で気が付かないことを民営幼稚園でやっているだろうし、そ
の逆もあるだろうし、お互いの良さ、民営の良さを保育していく中で児童に対
する先生方のやる気など、良いところを吸収しあって意見交換してアップして
いってもらいたい。

子ども育成課長) 協力して大磯町の幼児教育を充実させていきたい。後程、報告いたし
ますが、県への申請の中で町有地を無償貸与しておりますし、建物も無償譲渡
しております。町立と私立が協力してやっていくことを県の審議会の中でも話
しております。当然、交流とかも是非やっていきたいと思えます。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第5号については、原
案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第5号 大磯町立幼稚園の管理運営に
関する規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

報告事項第1号 平成23年大磯町議会6月定例会について

子ども育成課長) 平成23年大磯町議会6月定例会について報告させていただきます。

6月議会は5月27日から6月3日の8日間の会期でおこなわれました。お手
元にございますNo.1からNo.3が初日の5月27日の提出議案となっております。
内容としては、平成22年度予算の繰り越し報告の案件が4件、専決処分の承
認の案件が1件、条例制定が1件、条例改正が3件、一般会計の補正予算であ
ります。教育委員会関係では報告第1号の繰越明許費事業で7件ございました。
子ども育成課関係では子ども手当法改正に対応したシステム改修、保育園・幼
稚園・小中学校用図書購入、大磯小学校階段手すり修繕及び国府小学校駐車場
側メッシュフェンス修繕、学校プール整備となっております。生涯学習課関係では、
町立図書館と学校図書館の連携を図るためのパソコン等の整備、読書の推進を
図るためのテーマ別資料及び備品の購入となっております。これらの事業につ
きまして繰越理由等の報告をいたしました。その他の議案については、教育委
員会関係ではございませんでした。次に一般質問になりますが、6月1日から
2日にかけて一般質問が行われまして、全体では11人の議員さんから29
問の質問が出されております。教育委員会所管の関係では8人の議員さんから
10問の質問がございました。それでは質問、答弁について説明させていた
だきます。1日目の一般質問ですが、1ページの鈴木修議員からは「幼小中の生
活関連情報の共有・連携について」の質問が出されております。3月定例会に
おける質問と同じ内容のものでその後の進捗状況を質問されたものです。教育
長から、年度が始まる前の段階での幼稚園と小学校の担任教員による新入児童
の日ごろの生活状況等についての引継ぎ、中学校教員による小学校6年生の授
業参観、特別な支援が必要な児童における「支援シート」を作成等実施してお

りますが。きめ細かく、より緊密な連携を図るよう努めるという答弁をしております。再質問として、子どもが育つ上での家庭教育の重要性、あいさつ運動について質問がなされております。教育長から、あいさつにつきましては、これからも地域ぐるみで子どもと関わる機会を大切に、学校での指導はもちろんですが、家庭や地域の皆様と一緒に取り組んでいくことが重要である。また、家庭教育につきましては、今後は町独自の取組として、啓発リーフレットの作成・配布による啓発を図るという答弁をしております。3ページの土橋議員の3問目の「国府中学校スタンド及びテニスコートの補修について早急な対応が必要」という質問がなされております。教育長からスタンドの補修につきましては、今回の整備においてスタンド全面のモルタルを塗りなおし整備を行う。また、テニスコートにつきましては、学校、保護者等の意見を聞き必要性を十分考慮した中で、他の教育施設の改修の優先順位も見極めながら進めていくという答弁をしております。再質問として、大磯・国府中学校のソフトテニス部の過去5年の戦績について質問があり、私から戦績について答弁させていただきました。続きまして清水議員の2問目の「通学路の子どもの安全は守られるか」という質問がなされております。小学校とPTAで行っている通学路点検で要望が出された危険な場所解消の取り組み及び津波対策・放射線対策についての質問ですが、教育長から通学路点検に係る要望は、その内容を担当課と連携・協議した中で対応している。また津波対策については、4月の経営者会議において、東日本大震災時の学校の対応の反省を踏まえ、最善の対応を図るように指示している。放射能汚染への対応の小学校給食の食材については、国及び県の検査基準に基づいた食材を利用しているため給食の安全は、確保できている。また屋外の放射線量については、危機管理対策室において校庭、園庭について測定し結果を公表したという答弁をしております。再質問として、各学校における津波対策の内容、給食食材の放射線量について質問があり、私から4月経営者会議において、「自宅にいる段階で警報が発令された場合は、登校せず自宅待機とすること」や「学校にいる場合、震度5以上の地震、または、神奈川県沿岸が震源地となる津波警報が発令された場合は、保護者が引き取りにくるまで子どもは学校に留め置くこと」を各学校・園の共通した対応とする。避難訓練においては、5月・6月に訓練を行い修正を加えることとしている。給食食材の放射線については、大磯小学校PTA総会において、給食食材の産地を公表してほしい旨の要望が出されている。教育委員会としては、市場に出回っている食材については、国や県の検査が行われているので、安全であるという認識であり、各小学校において、保護者の皆様が食材に関する不安を抱かないように、お知らせを配付するとともに、個々にご相談に応じているが、放射線への不安が高まってきておりますので、風評被害の影響等も考慮しながら公表のあり方について検討すると答弁しております。4ページの坂田よう子議員の2問目の「新教育長に町長公約実現に対する決意を問う」という質問がなされております。教育長から「子育てしやすいまちづくりとして、待機児童のゼロ化、学童保育の施設整備の充実」、「中学校給食の実施として、保護者や関係者もしくは、実際に給食を食べる生徒との話し合いの中での方向性の決定」、「人生の達人と子どもたちの交流の場づくりとして、人生の達人である高齢者と交流することによる生きる知恵、生きる形等の習得の場の提供」等を

町長の公約として認識している。また町長は前回の一般質問において「次世代の子どもを育てることは大人の責務であり、学校での教育、社会での教育、家庭での教育等、教育委員会がしっかりとリーダーシップをとり、学校だけではなく社会の問題として教育を考えてほしい。」旨答弁されており、私としては、これらの公約や町長発言をしっかり受け止め、公約に掲げた次世代育成支援の強化を含め、職務を遂行しなければならないと考えているという答弁をしております。再質問として公約についての具体的な内容を質問され「子育てしやすい町づくりについて」は、次世代育成支援地域行動計画に基づき事業を進めてまいりたい。具体的には、待機児童のゼロ化、学童保育の充実、校舎、運動場、教室の活用等について力を入れていきたい。「中学校に給食の実施について」は、給食の実施には、保護者や関係者の間で、様々な意見があることを承知している。現在給食の手法等資料集めをしておりますが、中学校における学校給食のニーズがどの程度なのか、また、ニーズが多い場合、どのような課題があるのかなど、多くの保護者や関係者と話し合いを行い、方向性を導き出したい。「人生の達人と子どもたちの交流の場づくりについて」は、本町には「人生の達人」である経験豊富な高齢者が多くおり、子どもたちがふれあうことができる場を作ることにより成長に役立つと考えている。これらの「人生の達人」にご協力をいただき、校舎、運動場、教室等を交流の場として活用しながら子育て支援施策を進めてまいりたいと答弁しております。2日目の一般質問ですが、5ページの奥津議員からは、「災害に強いまちづくりを問う」という質問が出されております。教育長からは、生徒児童への対応として、今回の地震発生の折、保護者との電話連絡が困難だったことから、あらかじめ大きな地震が発生した場合、子どもが学校にいる時間帯で地震が発生した時は、保護者が引き取りに来るまで学校に留め置く等共通の取り決めをした。また、津波対策として、各学校・園において校外・園外への避難経路を見直し、高所への避難訓練を順次行い避難方法等の改善を図っていると答弁しております。再質問として海に近い大磯幼稚園・大磯小学校・大磯中学校の訓練での変化について質問があり、私から大磯中学校は、付近で一番の高所であることから、津波警報が発令された場合は、校舎3階に避難する。大磯小学校も同様に校舎屋上への避難訓練を実施した。大磯小学校は敷地が海拔15mで校舎屋上までの高さ11m、合計で26mの高さが確保できる。校外への避難については、付近の高所には崩落危険地域もあり、状況によりどの場所を選ぶか判断が必要になってくると思われる。大磯幼稚園については、状況により、大磯小学校方面に避難する。小磯幼稚園では、園庭で約20mの海拔がありますので、幼稚園にとどまるか、状況により城山公園へ避難すると答弁しております。続きまして百瀬議員の1問目の「文化・芸術振興策の拡充」という質問が出されております。教育長から、本町では文化芸術活動の振興のため、文化祭や美術展の開催のほか、グループ単位での文化芸術活動を行っている方への支援制度を実施しており、「大磯町の特性に応じて活発な議論・運動論を積極的に展開し、町独自の基本方針の作成。」につきましても、平成15年に大磯町生涯学習推進計画を策定しており、学習情報の提供や人材の養成・活用とネットワーク化などを施策の大綱として盛り込んでいる。「地域に貢献する芸術家・団体を登録するアーティスト・バンク制度の整備。」につきましても、大磯町生涯学習人材登

録制度を発足させ、様々な分野で知識や経験があり、講師や指導者となっていただけの方を募集し、広く紹介している。「日本の未来を担う子ども達が豊かな心をはぐくむため、多種多様な文化体験プログラムの充実を再度問う。」につきましては、従来の生涯学習各種講座に加えて青少年向けの体験講座を増やしており、次世代を担う子どもたちの創造体験の支援となるよう努めていると答弁しております。再質問として具体的な内容の質問となり、「町独自の基本方針は、大磯町生涯学習推進計画の中どのように示したか。」については、大磯町生涯学習推進計画では、施策の大綱として生涯学習推進体制の整備、ライフステージに応じた学習機会・活動の充実、学習情報の提供と相談体制の整備・充実、人材の養成・活用とネットワーク化、生涯学習施設の整備・充実とネットワーク化を掲載している。「文化・芸術の振興策の位置づけと展開は。」については、人材登録制度による子ども向けの文化体験プログラムを含む各種教室・講座の開催、星槎大学における、各種教室・講座を積極的に開催している。「文化振興審議会の設置は。」については、審議会の設置の予定は現在ないが、今後策定の生涯学習推進計画に文化・芸術の内容を盛り込むとともに、必要なものは予算措置を講じて、さらに文化・芸術を推進していく。また「人材登録制度について」の再質問では、活動分野別の内容と人数として、学術・教育で13人、芸術・文化・趣味で33人、産業・技術で3人、生活・福祉・健康で9人、スポーツ・レクリエーションで16人、環境・まちづくりで4人、語学・国際関係で6人、その他で2人の、計延べ86人となっている。このうち講師となられた人数は、平成22年度実績として、教育委員会主催とサロンドカルチャー制度で20人が講師となっている。また「体験講座を増やしたプログラムの内容は。」では青少年おもしろ講座等の紹介、「伝統文化にかかわるプログラムは。」では、子どもたちの「国府祭」「西小磯の七夕行事」などに参加、中学生による左義長のサイトづくりへの参加等の紹介等を生涯学習課長が答弁しております。また、学校関係として私から、中学生の左義長への参加、幼稚園児によるドンド焼きのお団子づくりや餅つき大会等の紹介、文化庁が行っている本物の舞台芸術体験事業の実績、今年度の実施内容を答弁しております。次に百瀬議員の2問目の「あいさつできる大磯町のまちづくり」という質問が出されております。教育長からは、各学校・園では、教育目標や指導の重点とする。教師自らがあいさつをしっかりと、保護者を巻き込んで取り組む。児童会や生徒会を中心に児童生徒が主体のあいさつ運動等を展開しているが、まだ十分に達成しているとは言えないので、引き続き粘り強い取組を継続していく必要があると答弁しております。百瀬議員からは、あいさつ標語の提案等が出されております。6ページの山口議員の1問目の「財政再建と公約実現の具体性は」の中の「町長の公約をどう実現するのか」で教育長が答弁しております。駅前保育所については、待機児童対策としてサンキッズ大磯を改修することになりましたが、駅周辺にも保育施設が必要と考えており保育場所や誘致方法など検討を進める。「中学の給食」については、給食の実施には、保護者や関係者の間で、様々な意見があることを承知しており、教育委員会が主体となって中学校における学校給食のニーズがどの程度あるのか、課題としては何があるのかなど、多くの保護者や関係者と話し合いを行い、方向性を出していくと答弁しております。再質問として「中学校給食のスケジュールについて」の質問

があり、担当の考えとして、8月検討委員会設置、今年度中に方向性を出したいと答弁しております。次に山口議員の4問目の「教育長の教育理念については」という質問が出されております。教育長からは、「保護者教育は」については、何よりも愛情が必要で愛情が深ければ深いほど、教育では良い子どもが育つものと考えている。家庭では、基本的な生活習慣を身につけさせることが大切であり、子どもと保護者とのコミュニケーション、社会や集団のルールを守る習慣、規則正しい生活を身につけさせる等を、PTAの会合や学校訪問の折に協力を求めていきたいと答弁しております。「担当教師指導は」については、まず教師として子どもに確かな学力をつけることであり、教師は、「授業が命」で学ぶ喜びを味わいたいと願っている子どもたちに対して、教材研究をしっかりとし、わかる授業をすることの方が大切であると考えている。またよりよい生き方を目指しての道徳を指導していくことが大切であり、友達に対する思いやりや助け合い、高齢者に対するいたわりや感謝の気持ちなど、基本的な道徳観を道徳の時間はもとより、毎日の生活の中で指導していくことが重要であると考えている。教育委員会の研修、学校訪問、授業参観などを通して話していきたいと考えていると答弁しております。7ページの鈴木京子議員の3問目の「教育委員会の活性化について」という質問が出されております。まず町長からは、教育委員会の強いリーダーシップのもと、児童、生徒、保護者、教員が常に集まれる環境を整備し、町の将来を担う子どもたちのため、町全体が一つとなり、積極的な教育行政を展開できるようにしていきたいと考えており、地域住民の要望や意思を把握し、情報の共有化を図りながら、自由に意見が出し合える環境づくりを教育委員会と連携して進めてまいりたいと考えていると答弁しております。教育長からは、教育委員会では「毎月公開して開催される定例会」、「授業参観」、「教員と直接顔を合わせて対話する教育委員による学校訪問」、「各学校・園のPTA役員と子どもを取り巻く課題や教育に関する要望について話し合う懇談会」、「外部評価者による教育委員会の点検評価」等、自由闊達に議論ができる環境づくりに努めている。今後も様々な議論を活発に行い、保護者・学校・教育委員会等が情報の共有化を図るとともに、意見や提案等については、本町の教育に反映できるよう進めてまいりたいと答弁しております。以上が一般質問の概要です。最後のNo.4が最終日の6月3日の提出議案となっております。内容としては規約の変更が1件です。また陳情等の審議がございまして終了しております。

(質疑応答)

曾根田委員) 何点かあるのですが、最後の鈴木京子議員の教育委員会の活性化の趣旨はなんですか。

子ども育成課長) 内容的には、予算は町長、教育委員会はしっかりお金をとってきてくれることに力を注いで欲しい。あと、PTAの懇談会は7月と12月に行っているのを12月だと予算に間に合わないのもう少し早くしたらということでした。

曾根田委員) 議会が始まる前に一般質問の内容が公開されるので、夜一部、再放送を見たのですが、確かに今おっしゃったように鈴木議員は予算関係は行政側でと思い出したのですが、そのとおりで教育委員会そのものは、執行する、予算の

判断は町にあるのですが、町長も時代を担う宝である児童・生徒の育成に力を入れていきたいという話があって、その割には予算がともなっていない。委員全員の予算概算要求、査定、復活折衝などで、これは重きを置き優先しようねという中で出しているのですが、結果的には言っているだけで終わりそのとおりになっていない。教育長も新しくなられたのですが、復活折衝などにおいて優先順位を付けてこれとこれを付けていきたいのがあると思うのですが、今までもやっているのですが何となく進んできて、そこは我々自身、反省をしなければいけないと思っております。来年度に向けて秋以降、入っていくと思えますが事前に予算概算を作りましただけではなくて、常日頃、現場の学校からの声を聞きながら我々に情報を出して、こうしていこうねということを活発化していこうというのが要望です。

子ども育成課長) 予算については、担当としては歯がゆく進められない状態です。まだ、きちんと説明を受けていない状況ですが、町の方も予算の組み方を変えるという話があります。スケジュールを組んだ中で早めに教育委員会としても委員さんに相談し、予算を組み、確保に努めていきたいと思えます。

曾根田委員) 今まで事務局側で町長との復活折衝をしているのですが、そこに教育委員を含めて復活折衝できない規制はあるのですか。

子ども育成課長) 特に入ってはいけないものはないと思えます。しかし、急遽、復活折衝の日時が決まるので、時間的にご足労をかけてしまってスケジュール的にタイトになり調整が難しい面もあります。

曾根田委員) 我々、教育委員として是非やりたいし思いを伝えたい。タイトなスケジュールでご足労云々はまったくかまいません。

教育長) 町長も教育に重点を置くと公約で言っています。予算交渉の中で教育委員さんの思いもあると思えますので、出ていただければ一番いいのですが、思いを伝える方法は何かあると思えますので考えていきたいと思えます。

曾根田委員) もう1点、山口議員さんの一般質問の中で「組織を見直して職員のやる気はどうなったか」とあったのですが、ホームページで機構図を確認して見たところ、3月の定例会で議案で付議された行政機構図と現在ホームページにある機構図と教育委員会のところが違うのですけれど、付議されたのでそのままいっていると思ったのですが、何か意図があって変えられたのですか。

子ども育成課長) すみません、ホームページは確認しておりません。意図があってということは聞いておりません。もう一度、確認させていただきます。

曾根田委員) 何が言いたいかという教育委員に対しての議案で議決して(案)がとれて、教育委員会の中の機構図を勝手に変えてオープンにしているのは、問題ではないか。

教育長) 調べさせていただきます。

曾根田委員) 言葉は悪いですけど我々に出して、後で勝手に町で変えていると捉えかねないですよ。教育委員会の関係は教育委員会が権限を持っているので、一般に広く知らしめている機構図ですよ。

子ども育成課長) この間の議案と違いますので、こちらもどういう状況かを確認したいと思えます。

竹内委員) 教育委員会に係わる議会でのやり取りで、学校とか園とかへどういう形で周知しているのか現状を教えてください。

子ども育成課長) 校長、園長には経営者会議の中で同じように説明しております。園長、教頭会でも室長より内容について周知しております。

竹内委員) そうだと思っていましたが、町長が言ったように教育委員会が強いリーダーシップを持ってやっていきなさいという話があるわけで、こういう質問があつてこう答弁しただけでは聞いている方も右から左に成りかねないので、教育委員会答弁なのだから教育委員会が、こう考えこういう方向に持って行くということを強調していかないと受け取る方が何時もの報告事項かとなったら意味がないと思います。特に山口議員の質問にあつたように教育長の教育理念等について、また別の機会に教育長が話されることがあると思うが、教育理念を答弁していますとしっかり受け止めて学校経営に活かして欲しいと補強しながら話してもらったらいかなと思います。また、あいさつ運動などは具体の部分も出ていたので、強くリーダーシップを発揮して学校、園に伝えていただいて学校経営の中に活かせるような働きかけをしていただかないと意味がないと思います。

子ども育成課長) ご指摘のとおりだと思いますので、しっかりやっていきたいと思えます。

教育長) 学校の先生に話す機会は少ないですけれども、研修会等で話しておりますが、教頭会でも話す機会がありますのでやっていきたいと思えます。また、学校訪問の機会に話していくこともやっていきたいと思えます。

竹内委員) できれば前回こういう話しをしたけれど、学校は取り組んでいるのか大事な部分については、継続的に教育委員会もフォローしなければいけない。

曾根田委員) 児童、生徒が安心して授業を受けられる環境は、先生が授業に専念できる環境を作るのが校長で、その校長を指揮監督、指導していくのが教育長、教育委員会なんです。研修、学校訪問の場でやっていくというのはいいのですが、日常の営みの中で指導が大事と思つてまして、常に情報が入るラインを作つていただきたい。

教育長) 訪問して話しを聞くことは大事なことでありますので、公式の場だけではなくって校長、教頭に話しを聞くことはしていきたいと思えます。大切なことだと思えます。

委員長) 子ども達が中心の教育委員会となり、あらゆる面でタイムリーとなり、いろいろなことに応じていきたいと思えます。そのためには教育長には格段の知恵を絞っていただきたいと思えます。

報告事項第2号 私立幼稚園の誘致について

子育て支援室長) それでは、報告事項第2号の「私立幼稚園の誘致について」ご説明をさせていただきます。報告事項第2号の資料をご覧ください。本日、報告させていただく内容でございますが、小磯幼稚園における私立幼稚園の平成24年4月1日開園に向けて、私立幼稚園開園の認可が必要になります。認可について私立学校審議会に諮るため、申請書に土地及び建物の契約が必要になりますので、土地使用貸借契約書と建物等譲与契約書の案をお示しさせていただきます。資料1の土地使用貸借契約書案をご覧ください。甲が貸付人大磯町で、

乙が借受人学校法人小磯学園で、第 17 条からなっております。主な内容といましては、第 1 条（貸付物件）としましては、甲は乙に、土地を無償で貸し付ける。第 2 条（貸付目的）としましては、乙は、幼稚園の運営のために使用する。第 3 条（貸付期間）としましては、平成 24 年 4 月 1 日から平成 44 年 3 月 31 日までの 20 年間とする。第 4 条（用途の指定）としましては、乙は、私立幼稚園の用途に供しなければならない。第 5 条（引渡し）としましては、甲は乙に、平成 24 年 4 月 1 日に現状のまま引き渡す。第 6 条（権利の譲渡等の禁止）としましては、乙は、使用権を第三者に譲渡又は転貸してはならない。第 7 条（使用上の制限）としましては、乙は、注意をもって維持保存しなければならない。第 8 条（費用の負担）としましては、乙は、維持管理等の経費はすべて負担する。第 9 条（実地調査）としましては、甲は、随時実地調査することができる。第 10 条（契約の解除）としましては、甲は、契約を履行しないときは、催告なしで契約を解除することができる。第 11 条（返還）としましては、甲が、契約解除した場合には、乙は、現状に回復し返還する。第 12 条（有益費等の請求権の放棄）としましては、乙は、契約を解除された場合、甲に有益費や必要費などは請求しない。第 13 条（契約の費用）としましては、乙の負担とする。第 14 条（更新の期間）としましては、乙は、引き続き土地を使用しようとするときは、貸付期間満了 1 年前までに書面をもって甲に申し出なければならない。第 15 条（管轄裁判所）としましては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所とする。第 16 条（疑義等の決定）としましては、甲乙協議して定める。第 17 条（解除条件）としましては、この契約は、乙の県知事の幼稚園設置が認可されなかったときは効力を失う。であります。次に、資料 2 の建物等譲与契約書をご覧ください。甲が譲渡人大磯町で、乙が譲受人学校法人小磯学園で、第 19 条からなっております。主な内容といましては、第 1 条（譲与物件）としましては、甲は乙に、建物等を無償で譲与する。第 2 条（譲与に伴う負担）としましては、甲は、保育室 2 部屋、適応指導教室及び教育研究所を無償にて使用でき、乙は、甲が必要とする期間認めなければならない。第 3 条（譲与目的）としましては、乙は、幼稚園の運営のために使用しなければならない。第 4 条（所有権の移転）としましては、平成 24 年 4 月 1 日に甲から乙に移転する。第 5 条（物件の引渡し）としましては、所有権が移転したときに、乙に対し原状のまま引渡しがあったものとする。第 6 条（建物の登記）としましては、乙は、建物の所有権が移転した後、所有権移転登記を行う。第 7 条（瑕疵担保責任）としましては、甲は、隠れた瑕疵があっても、責任を負わない。第 8 条（用途の指定）としましては、乙は、私立幼稚園の用途に供しなければならない。第 9 条（指定用途に供すべき期間）としましては、乙は、建物等の所有権移転後 20 年間引き続き指定用途に供しなければならない。第 10 条（建物の増改築等の承認）としましては、乙は、建物等の増改築、修繕、建て替えるときは、甲の承認を受けなければならない。第 11 条（譲渡等の禁止）としましては、乙は、指定期間中、建物等の所有権を第三者に移転又は貸し付けてはならない。第 12 条（実地調査）としましては、甲は、建物等の使用状況について、随時調査することができる。第 13 条（契約の解除）としましては、甲は、契約を履行しないときは、催告なしで契約を解除することができる。第 14 条（原状回復義務）としましては、甲が契

約を解除して場合は、乙は、建物等を原状回復し、返還しなければならない。第 15 条（有益費等の請求権の放棄）としましては、乙は、契約を解除された場合、甲に有益費や必要費などは請求しない。第 16 条（契約の費用）としましては、乙の負担とする。第 17 条（管轄裁判所）としましては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所とする。第 18 条（疑義等の決定）としましては、甲乙協議して定める。第 17 条（解除条件）としましては、この契約は、乙の県知事の幼稚園設置が認可されなかったときは効力を失う。各条項の内容は以上のとおりであります。次に、資料 3 をご覧ください。今後のスケジュールでございます。土地及び建物の契約につきましては、本日教育委員さんにご説明させていただき、明日開催されます、議員全員協議会において、議員さんに同じ内容の説明をさせていただいたあと、17 日の金曜日に締結したいと考えております。移管に際しての合意事項覚書を作成するための、小磯幼稚園民営化運営委員会を、6 月から 9 月までの期間で 4 回程度開催したいと考えており、10 月に覚書を締結したいと考えております。私立幼稚園の認可を審議する私立学校審議会が、7 月と 10 月に開催される予定になっております。なお、資料 1 と資料 2 の契約書につきましては、町の顧問弁護士に内容の確認をしていただいております。以上で説明を終わりにさせていただきます。

（質疑応答）

大橋委員） 何で 20 年と決めたのですか。

子育て支援室長） 運営をしていただくのにあたりまして、ある程度安定して行くために 20 年と決めて応募をかけました。募集要領を作成するにあたりまして民間幼稚園選考委員会の中で決めていただいて募集要領を策定した中での 20 年ということです。民間幼稚園を誘致するにあたりましてある程度、安定した経営を行っていただくには 20 年間という期間を決めたということです。

大橋委員） 安定した経営とおっしゃったのですが、適応指導教室と教育研究所の今後の移転については。

子ども育成課長） 当面の間の部分をきちんとしていかなければいけない。教育委員会としても適応指導教室、教育研究所はいずれどかなければいけないので、早急に環境を整えるために場所の選定などに取り組んでいかなければいけないし、場所が決まった時点でここをどく、町サイドの強い契約になっているので町がいいと言わない限り使える条項になっていますので、しかし、きちっと計画を立てて教育研究所のありかたについて議論していく、決まった時点で動く、相手方もそういう共通した認識でいます。町長も環境がいいので次の所も環境のいいところを探すようにということです。

子育て支援室長） 補足で、課長が話した中で募集のときには、2 部屋については「当分の間」という表現をして募集をかけております。その後、弁護士とも相談した中で今現在、計画を立てる前の段階ですので期間がはっきりしない中では、今回お示しした 2 条の「町が必要とする期間これを認めなければならない。」という強い表現にして今回の契約は作っております。小磯学園にもこの表現で了解を得ております。そうはいつでも考えていかなければいけないということです。今の時点では、町が必要と認める期間、10 年でも、20 年でもということに条文上なっております。

理事) 教育研究所につきましては、教職員の研究ですとか会議とか自身の向上のための施設ということで箱があってそこで頭を使って研究をする。適応指導教室については、ご承知のとおり学校にいけない不登校の子がそこに行けたという大切なステップとして教育上の配慮が非常に必要だということで、こちらにつきましては、教育長が町長に話しましてここが空いているからここにしましょうということではなくって、子どもの教育についていい場所かどうかを教育委員と話しながら場所を決めていくということで、ただスケジュールをもってやっていかなければいけないと話をしたところです。

曾根田委員) 特に適応指導教室、児童教育に力を入れていこうとの話の場合、適応指導教室があって、同じ箱の中にいることは問題があるので、本来は別のところに移るべきだと思っています。室長さんがおっしゃった強い意志表示というのは、逆だと思う。違いますか。我々、教育委員会としてすみやかに場所を変えるべきだと思います、いかがですか。施設も場所もない難しい話なので、すぐにはできないと思いますので、ごり押しはしませんが、できるだけ早く場所は変わるべきではないかと私は思います。

子ども育成課長) 借りられるという強い表現になっておりますが、そういう意味ではなくって文面上はそうっておりますが、適応指導教室のありかたについて、早急に決めた中で移動できるものであれば移動することを考えております。発達障害児の部分も併せ持って適応指導教室を考えたらどうだという話もしております。

曾根田委員) 大橋委員が言ったとおりなぜ 20 年か気になったのですが。ケース的には違うかもしれませんが、マリアのところの星槎は 50 年でした。20 年 30 年何がいかかわりませんが、安定した経営といいますかいかがですか。

子ども育成課長) 20 年の一番最初の根拠は、サンキッズ大磯を 20 年の無償貸与で行い、細かい話はわかりませんが民間保育園の誘致するにあたり賃貸借期間が確保されていなければいけなかった。サンキッズ大磯にならって 20 年にしていこうというのはありました。

曾根田委員) 知事に認可はもらったのですか。

子ども育成課長) 20 年も併せてですが、20 年は、神奈川県私立幼稚園設置基準に関する取扱い基準の中で賃貸借契約は 20 年以上の長期の条件がありました。保育園は 20 年だったのですが、幼稚園については、県の基準。認可については、(案)の段階で申請をしている状況です。今回、契約した中で 7 月、9 月の審議会で、最終的には 10 月の審議会で決定する。その中で新設の私立幼稚園という扱いになりますので審議会の方で現地の視察もあります。

委員長) 円滑に私立幼稚園に移管されることを望みます。これからもよろしく願いいたします。

報告事項第 3 号 大磯町文化財専門委員の委嘱について

生涯学習課長) 大磯町文化財専門委員の委嘱についてでございますが、平成 23 年 6 月 30 日の任期満了に伴い大磯町文化財保護条例の規定によりまして、名簿に記載してあります、植物、建築、歴史、彫刻、考古、民俗の各分野からの 6 名

の方に委嘱したいのでご報告いたします。各委員の方々は各分野で現在もご活躍されている一方、大磯町内の国、県指定文化財はもとより地域における文化財に熟知されており、特に町で指定いたします 28 件の文化財に深い見識をお持ちの方ですので再任をお願いするものです。任期につきましては、平成 23 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの 2 年となります。裏面には、大磯町文化財保護条例の文化財専門委員の部分を抜粋して添付させていただきました。以上です。

(質疑応答)

曾根田委員) 参考までにそれぞれ委員の方は、造詣が深い方ですが大磯町にいる方ではないのですね。

生涯学習課長) 大磯町の方はいません。近隣市町村の方です。具体的に申し上げますと横浜、東京、逗子、鎌倉、伊勢原、東京の方でございます。

曾根田委員) せっかく委員をお願いしていますので、図書館や郷土資料館など施設でこういう方の講演会などはやってきたのですか。

生涯学習課長) 前を補足させていただきますが、東京にお住まいですが元は東海大学とか神奈川県にゆかりのある方でございます。例えば東京の方がいらっしゃいましたが、その方は、大磯町の町史編纂された大磯にゆかりのある方もいらっしゃいます。この講演とかでございますが、今年度は 3 人の方をお願いしてまして 3 回の講演会、薄井先生につきましては、彫刻が専門ですので慶覚院、善福寺がありますので、その辺の彫刻の説明かたがた近隣の説明とかそのようなことを折込みまして 3 人の先生方に依頼をしております。

報告事項第 4 号 大磯町立図書館本館窓口等業務委託に係る検証結果について

図書館長) 図書館本館での窓口等の業務委託について、検証を行いましたので、その結果を報告させていただきます。図書館では、サービスの維持向上を目的とし、効率的な図書館運営のための有効な手法として、現在、本館窓口等の業務委託を行っております。委託期間が 1 年半を過ぎ、今後の図書館運営に役立てるため、現行の本館窓口等業務を検証いたしました。資料に基づきご説明いたします。検証の項目につきましては、7 項目を立てました。「1. サービスは向上しているか。」「2. 安定した経営がなされているか。」「3. 効率的・効果的な運営がなされているか。」「4. 公平性は守られているか。」「5. 個人情報管理は適切に行われているか。」「6. 危機管理は適切に行われているか。」「7. 町職員の指導・監督が適切に行われているか。」これら項目ごとに、資料の下段に記載していますが、今年の 1 月 31 日から 2 月 10 日まで、本館 1 階カウンターで実施しました、アンケート調査結果と裏面に記載していますが、年度統計結果をもって、検証を行いました。項目ごとの評価は、検証の視点、それぞれの項目の下に記載しております。検証の総合評価につきましては、総合的には、委託後の運営は、効率的・効果的な結果が現れていると考えられると、評価しております。現在の業務委託は、今年度、平成 23 年度で、平成 24 年 3 月 31 日をもって終了いたします。今後の業務委託に

つきましては、平成 23 年度の教育委員会基本方針、図書館の基本方針でご承認いただきました、重点施策にありますように、更なる効率化・合理化と利用者サービスの向上を目的として、次期窓口業務等の委託についての、内容の検討と選考委員会による事業者の選定を進めてまいりたいと考えております。報告は以上です。

(質疑応答)

曾根田委員) このアンケートの中の下コメント欄で、「※講演会・講座の内容についての質問では、37.6%の方が無回答であり」とあり、「やや満足」以上が 49.4%で普通を含めて無回答と半々なのですが、推測で構わないのですが、なぜ無回答が多いか理由はありますか。

図書館長) ※印で記載してありますように実際に講演会の参加者が、本の貸出、図書館の利用者の来館者につながっていない現状がみられます。大磯近隣の在住の方も講演会に参加していただいておりますが、今後、図書館の広報に努めてまいりたいと思います。講座は、委託先が開催していますので、業務委託の中に入っているのを知らなかったという方が大半でした。利用者のアンケートをして業務委託なんだと気付かれた方も多かったので、良くいうと馴染んでしまっているのです、今後の講座については、図書館として周知をしていきたい。今年も 4 回予定しておりますので、きちんと周知をかけていきたいと思います。

曾根田委員) PR をやっていますという中で、図書館のホームページの来訪者のカウントできるようなものがあるのですが、講演会や講座の部分で来訪者をカウントできればいいと思うのですが。

図書館長) 図書館のホームページは、主に蔵書検索になっております。何人ですとカウントは取れませんが、事務局内で何人ホームページにアクセスしたかは判ります。講座の開催情報は、トピックスに載せていますので、みなさん見ていただいていると思います。ただ、ホームページだけでは年齢的に高い方は、ホームページをご覧になっていない方がいますので、ホームページにこういう内容がありますという周知もしていかなければいけないと思います。また、ホームページと並行してポスターや広報おいそに図書館・郷土資料館だよりの特別なページを持っておりますので、その中でも周知をしていきたいと思っております。

曾根田委員) ホームページの中身を工夫しながらアクセスを増やし始めるといいと思います。

大橋委員) 今年の夏は電力不足で、冷房を控えていますけれど図書館の節電はどうなっているのですか。

図書館長) 町全体で町施設の節電計画を出しています。その中で図書館としましては、平日は、9時から 19 時まで開館しておりますので、その中で開館時間内の空調の温度を 28 度に設定し、使用を 17 時までに限定しております。照明を 4 分の 1 程度に落としております。また、利用者端末の夜間時間での一部停止などで、20%以上の削減に努めていきたいと考えております。

大橋委員) 節電は喜ばしいことなのですが、暑い中、来館してくれているので、できれば涼しいところで本を読ませてあげたいと思います。

図書館長) 例年、涼みにきている方もいます。いい環境の中で本を読みたい方もいま

すので、温度を調整しながら効率的に空調を使ってまいります。

委員長) この調査結果については、概ね良好かなという報告があるのですが、やはり少数意見も大切にいただければと思います。その中でこれはという問題点はあったのでしょうか。

図書館長) 窓口の対応につきましては、案内や説明の仕方に不満とありましたが、そばにいなかったので声を掛けづらかったという内容でした。概ね「満足」や「やや満足」までが 79.1%となっており8割を占めており、「どちらでも」を含めるとかなりの割合になります。アンケート調査の図書館に対しての自由意見欄の中では、「資料をたくさん購入して欲しい」、「新しい新刊をすぐに購入して欲しい」とか図書館の運営に関して要望が多くありました。

その他

大橋委員) 小、中学校の放射能濃度を測っていただいております。対応が早く良かったと思います。

曾根田委員) 今、大橋委員からも出ましたが、全体的に低い値なのでいいと思いますが、継続的に測っていくのですよね。

子ども育成課長) はい。

曾根田委員) それは、是非やっていただくのと、これからプールと海水浴が始まりますがその辺で何か話しはきていますか。

子ども育成課長) 学校プールは、14日から始まっていますので、照ヶ崎プールの水に関する放射能の測定を20日の週に予定しております。14日からなのですが、水を入れるのが直前からなので、寒川の浄水場で測っておりますのでそれを入れるということです。しかし、13日の日にプール周りの放射能を校庭で測る方法と同じなのですが測りました。結果的には、校庭と同じぐらいの値でした。水を入れてから20日ぐらいに環境経済課で測ります。その後、一般開放の夏休み前に測ります。海の方も県の方が全体の海水浴場ということで測ります。

曾根田委員) 大磯小学校の授業参観の後のPTA総会の中で、学校給食の関係で産地表示をするのかしないのかというのが校長より話あったのですが、今、現状はどうなっているのか国府小学校を含めて指導はありますか。

子ども育成課長) 28日のPTA総会の後、一般質問もありまして陳情も出ております。陳情は放射線を測るという中で給食の話題も出ております。一般質問でも給食の産地表示の話がありました。当初は、国や県で測っていますので安全な物をだしています。当日になれば食材の産地はわかりますので問合せがあればお答えしますとしておりました。その後、陳情でも採択をされている中で、何らかの公表をしていくということで、学校長、栄養教諭、栄養職員に教育委員会に来ていただいて公表をどうやっていくのか。かたや風評被害のこともありますので、どのようにするのがいいのか協議させていただきました。その中で7月の給食分から横浜市でホームページに公表しているのと同じように7月の主な食材の産地を給食だよりの中に掲載していきます。

曾根田委員) 小学校長が答えてやっているのではないですか。

子ども育成課長) 大磯小学校の方は、個別に相談があれば産地はお教えしますとしておりました。公表というかたちでの食材を最初からはしてはおりません。

曾根田委員) 公表はしていないけれど、学校内で示しているのでは。

子ども育成課長) 公表はしていなく、問合せには答えるというかたちです。

曾根田委員) 国府小学校もそうなのですか。

子ども育成課長) 両方とも同じです。

曾根田委員) 電子黒板のマニュアルがないという話で、納入業者の安川情報システム、商品名がスマートボード・フォアスクールで、聞くとエンジンはアメリカ製でマニュアルがないという話をしたら英文があるという話でした。先方も担当者が代わったらしく早急に大磯町教育委員会に連絡して、欲しいものを言ってくれば用意しますとの話をしましたので対応してください。

子ども育成課長) 次回の定例会は7月20日午前9時から4階第1会議室で行います。午後からは国府保育園への訪問があります。よろしく願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 23 年 7 月 20 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____